

システム情報科学府における障害・疾患のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

平成28年8月8日 システム情報科学府主任会 議決

1. 相談体制

障害・疾患のある学生から修学上の配慮・支援の相談を受けたシステム情報科学府の教職員等は、その相談内容に応じ対応を行うものとするが、個別の対応や判断が難しい場合には、キャンパスライフ・健康支援センター（コミュニケーション・バリアフリー支援室、健康相談室、学生相談室、学生支援コーディネーター室）に相談し、学生との面談を当該相談窓口へ依頼する。（実際の学生との面談を実施した者を、以下「面接対応者」とする。）

2. システム情報科学府における合理的配慮の協議（流れ図①～④）

システム情報科学府における合理的配慮の協議は、以下のとおりとする。

- 1) 修学上の配慮・支援を希望する該当学生は、キャンパスライフ・健康支援センター相談窓口での面談を受ける。（流れ図①）
- 2) 面接対応者が授業・試験・生活等に関する配慮・支援の検討を要すると判断した場合には、学生本人の希望・意向を確認しながら「配慮・支援要望書（様式1）」に必要事項を記入させ、面接対応者が配慮を要する理由等を所見欄に記入後、当該学生または代行者が学務部学生支援課（以下「学生支援課」）へ提出する。（流れ図②）
- 3) 「配慮・支援要望書」の宛先がシステム情報科学府長の場合、当該要望書が学生支援課から工学部等教務課教務係（以下「教務係」）へ送付されるため、「配慮・支援要望書（様式1）」を受領した教務係は、学生の所属する専攻の主任教授に配慮・支援内容の検討を依頼する。（流れ図③）
- 4) 依頼を受けた主任教授は、専攻会議等で速やかに配慮・支援内容を検討のうえ、システム情報科学府長に検討結果を報告する。（流れ図④）
- 5) 主任教授より検討結果の報告を受けたシステム情報科学府長は、配慮・支援内容を決定する。
なお、支援内容の決定にあたっては、以下の点に留意するものとする。
 - システム情報科学府のみでの対応が困難な事案については、障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。
 - 要望した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学部等学生係等と情報共有に努める。

3. 配慮・支援内容の通知（流れ図⑤）

配慮・支援内容決定後、教務係は学府長名義で「配慮・支援依頼文（様式2）」により、配慮・支援の内容を作成し、キャンパスライフ・健康支援センターの「面接対応者」に確認を求める。その確認の後、「配慮・支援依頼文（様式2）」を、授業担当教員及び指導教員へ送付し、配慮・支援を依頼する。

4. 配慮・支援の実施（流れ図⑥）

配慮・支援の具体的な実施内容は、各授業科目の教育目標や教育方法等に則して、授業担当教員及び指導教員の判断によって決定するものとする。決定にあたっては、必要に応じて、適宜キャンパスライフ・健康支援センターに相談するものとする。

また、配慮・支援の実施にあたって必要な準備等がある場合は、教務係及び教務事務室と協議する。

システム情報科学府における障害・疾患のある学生に対する修学支援の流れ

